

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（２）（令和２年３定）			
日 時	令和２年 ９月１０日（木）	開 議	午後 １時００分
		散 会	午後 ４時２２分
場 所	第 ２ 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	高野委員長、面野副委員長、松田・高橋(克幸)・高木・ 中村(吉宏)・中村(誠吾)・小貫・山田各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・産業港湾・生活環境・ 医療保険・福祉・建設・教育・病院局小樽市立病院事務各部長、 保健所長ほか関係理事者 (水道局長、港湾担当・医療業務担当両部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長欠席)		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した高野です。もとより微力ではございますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、面野委員が選出されていますことを報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、小貫委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。酒井委員が小貫委員に、松岩委員が山田委員に、佐々木委員が中村誠吾委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

自民党。

---

○高木委員

まずは、市長をはじめとする職員の皆様、保健所や小樽市立病院などで長きにわたり最前線に対応に当たられている関係者の皆様に、改めて心から敬意を表する次第であります。まだまだ収束が見えない中ではありますが、健康管理には十分御留意され、感染防止に努めていただきたいと思います。

◎新型コロナウイルス感染症対策について

それではまず、代表質問から抜粋して、検査体制についてお聞きします。

代表質問では、保健所、小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽掖済会病院、小樽協会病院でのPCR検査数についてお聞きし、その中では、保健所と市内の医療機関4か所を合わせて5か所で実施していると答弁をいただきました。1日の検査数については、緊急対応として、保健所は81件、小樽市立病院は174件とお聞きしましたが、ほかの3件の医療機関の実績をお示しできればお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

保険適用の行政検査の委託をしております三つの病院の実績でございますけれども、9月9日現在で小樽協会病院はゼロ件でございます。小樽掖済会病院はクラスターがということで285件となっております。済生会小樽病院につきましては6件ということで、概算でございますが報告させていただきます。

○高木委員

前回は質問で言わせていただいたのですけれども、持続的に行う1日の検査としては、具体的な数字は出せないということですが、普通の診療等もありそこは難しいと思いますけれども、これから受診するに当たっては、この病院でも対応は、これが何百件とかではなく、数件でも可能なのでしょうか。その点をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

現在、医師会を中心として、四つの病院以外のところでの行政検査について、保険適用の行政検査を受託したいという医療機関は6か所程度ございまして、そこにつきましては保健所で把握している数としましては、大体1か所につき1週間に5件～10件程度というふうにお聞きしているところでございます。

○高木委員

6か所それぞれで1週間に5件～10件できるというふうに理解をしました。

この医師会の6か所というのは、公表はされているのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

この6か所の医療機関につきましては、意向調査をしたときに受託可能ということで、改めて委託契約をするときに確認させていただきますけれども、これにつきましては、公表はしておりません。

○高木委員

今の段階では、保健所を通しての病院への委託というふうに理解してよろしいでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

現段階では、保険適用の行政検査を受託する医療機関につきましては、きちんと受託が整いましたら、その医療機関の判断で行政検査が必要かということで、保健所を介さないでその医療機関の医師が判断して検査を行い、そして、疑い例ということで保健所に届出が出るということになりますので、保健所を必ずしも介さなくても行政検査ができるようになります。

○高木委員

PCR検査を受けるにしても受けないにしても、市民の皆さんがどのようなところで、いつ、どういうふうに検査できるのかというのがやはり気にかかる場所ですので、もし、決まり次第といいますか、ホームページ等で御報告していただければと思います。

次に、市内の医療機関は幾つあるかお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

9月1日現在で届出をいただいていますけれども、病院については15か所、有床診療所が14か所、無床診療所が69か所、合わせて98か所となっております。

○高木委員

公的・民間を含めたPCR検査以外の検査の拡充については、市内1か所の医療機関で今実施中というふうに聞きました。保健所でも10月中旬から抗原定量検査を開始するための準備をしているとお聞きしましたが、その準備はどれぐらいかかって、実施はいつをめどとしておりますか。

○（保健所）保健総務課長

保健所の抗原定量検査ができる機械につきましては、9月14日に入札というふうに聞いておまして、入札で業者が決まりましたら、発注が可能と聞いております。それで、スケジュールを考えますと、10月中旬ぐらいから抗原定量検査が保健所でもできるようになるというふうに現在考えているところでございます。

○高木委員

準備をするというふうにお聞きしたので、10月中旬から検査が可能という理解でよろしいですか。

○（保健所）保健総務課長

今のスケジュールの認識といいますか、順調に機械が納品され、検査のいろいろなテストというか、そういう試験も行いまして、現在は10月中旬からのスタートと考えているところでございます。

○高木委員

今、医療機関は1か所で検査が実施中となっております。先ほど市内の医療機関が98件ということで、民間で検査する予定が分かればお示しいただきたいのですが、いかがですか。

○（保健所）保健総務課長

市内の医療機関につきましては、自分のところで検査の機械を持って自分でできるところと、あとは、自分のところで検体を採取しまして、そして検査センターに委託ということになります。

現在、検査の拡充ということで考えている医療機関につきましては、自分のところで検査ができませんので、

民間の検査センターなどに検査を委託して実施するというふうに聞いておりました、その医療機関につきましては、現在、受託確認をしたところ6か所となっております。

**○高木委員**

次に、新型コロナウイルスのワクチンが実用化された場合についてお聞きします。

代表質問では、医療従事者数については医師法や保健師助産師看護師法の届出があるということで把握できる、また、高齢者は住民基本台帳から把握できるというふうに聞きました。また、基礎疾患のある方については、国の推進方法がある程度示されてからということでの理解をいたしました。

この基礎疾患のある方以外の部分で、これからワクチンが出るであろうということですが、その接種計画、優先順位というのは進んでいるのか。また、まだ着手していなければ、いつから進めるのかということをお聞かせください。

**○（保健所）保健総務課長**

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、8月21日の国の会合の中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と重症化防止という目的を踏まえて、重症化しやすい高齢者と基礎疾患を有する方を中心とし、診療を直接行う医療従事者を優先接種の対象とする考え方が示されているところでございます。

なお、小樽市におきましても、正式に、国の方針の詳細が示されましたら、それに基づきまして準備を進めていく予定でございますけれども、やはり、ワクチン接種の目的をどのように果たすか、あと、どのような効果のワクチンが開発されて、今後国が購入し、国民に提供できるかということをよく見据えて、国の専門家の検討会議の中で何らかの方針が示されると認識しておりますので、それに基づいて迅速に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

**○高木委員**

ワクチンもいつ出るかというのは、まだ明確ではありませんけれども、情報収集等も含めて、それ相応の準備期間が必要だろうと思うので、ぜひ着手していただきたいと思います。

続きまして、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時流行した場合の対処方法について、先日、質問をさせていただきました。対処方法については、国の方針に基づき、高齢者のインフルエンザワクチンの早期接種と、また北海道スタイルをはじめとする感染防止対策の普及に努め、医師会の協力をいただきながら、発熱時に地域の医療機関で適切な治療を受けられるよう、医療体制の整備を進めるというふうに答弁をいただきました。

そこで、もう一度お聞きしたいのですが、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは、発熱やせきなどの症状が似ています。同時流行すると医療機関に多くの患者が来ると想定されますが、インフルエンザに感染したのか、新型コロナウイルス感染症に感染したのか分からない場合は、市内の病院で対処できると理解してよろしいでしょうか。

**○（保健所）保健総務課長**

医師会とも現在相談中でございますけれども、市内の医療機関で診ていただける場合もあるでしょうし、または発熱外来ですとか、院外に別に造るという対応もあると思います。あとは夜間急病センターなどにも、例えば、駐車場などを利用して外に待合を造ったりとかということで、現在医師会にもいろいろと御検討いただいているところでございまして、来週、内科医部会が開かれると聞いていますけれども、その中でも議論されるというふうに医師会からは聞いております。そういう議論を踏まえまして、医師会と一緒に保健所も取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

**○高木委員**

あと数か月で、インフルエンザが流行するだろうと想定をしています。殺到というか、混乱を招かないよう

医師会の会議も進めていただきたいですし、また、保健所も寄り添うというか、協議をして進めていただければと思います。

この質問をした次の日に、鹿児島市と金沢市の企業2社が、唾液で新型コロナウイルス感染症とインフルエンザA型、B型を同時に判定できる高速PCR検査装置を共同開発し、年内にも実用化を目指すという記事がありました。検査にかかる時間は、検査前の処理が3分、判定が約15分、合計18分で結果が出る。さらに、同時に8人の検査ができるというものであります。

これは、もし市内の病院で対処できるようになれば、感染リスクも少ないようなので、導入することを要望というか進めて、情報収集も必要ですけれども、この件に関して、この記事は御覧になりましたか。

○（保健所）保健総務課長

午前中に委員から記事を頂きまして、ただその前に、両方検査できる別のキットが実はありまして、それで医師会の一部の医師が試しに買ってみたいということなどもお話を聞いていまして、いろいろなものの開発が進んでいると。ただ、その中できちんと行政検査として位置づけられるものができたら、それは速やかに購入して、体制づくりに努めていきたいというふうには考えているところではございます。

○高木委員

この件に関しては、まだまだ情報収集も必要ですし、また財源確保というのも検討しなければならないと思っています。いずれにせよ、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の検査が市内の病院で対処できれば、市民の皆様が今本当に求めているのは安心だと思うのです。安心・安全で、やはり普通の生活に戻れるような環境づくりというのも行政として必要な部分だと思うので、ぜひ前向きに検討というか、情報収集しながら進めていっていただきたいと思います。

続きまして、夜間急病センターを昼間は発熱外来として使用する仕組みについて、先日本伺いさせていただきました。

医療機関の協力が必要ということで、設置場所を含め医師会と相談して考えていくというような答弁を聞きました。発熱外来として使用することは不可能ではないという理解でよろしいでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

指定管理の医師会とも御相談することにはもちろんなるとは思いますけれども、発熱者の対応ということで、夜間救急でももちろん発熱者がいらっしゃいますので、どういう形で発熱者に対応するかということはあるとは思いますが、夜間急病センターの有効活用というところも視野に入れながら対応していくということは、可能性としてはあるかというふうに思います。

ただ、小樽市夜間急病センター条例もありますので、もし開設時間ですとか、そういうものを変えるのであれば、そういうことも考えていかなければいけないというふうに考えております。

○高木委員

聞き逃したかもしれませんが、医師会は、その発熱外来については前向きな検討をしているのか、もう一回お聞きします。

○（保健所）保健総務課長

医師会としては、発熱外来の開設につきましては前向きに検討していただいているところではございまして、実際に発熱外来を設置してもいいという医療機関も名乗りを上げていっていると聞いていますので、積極的に医師会にも考えていただいているところではございます。

○高木委員

夜間急病センターを発熱外来として使用することができるようになれば、PCR検査と抗原定量検査に大分費用がかかるとは思うのですけれども、その部分についてはいかがですか。お聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

保険適用の行政検査の委託をして、発熱者に広く対応していく体制づくりということが求められておまして、それにつきましては、今定例会で、遅ればせながら大変恐縮ですけれども追加提案をさせていただきます、それでお認めいただけましたら予算を執行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○高木委員

費用はかかるものなので、年度内にもしその補正額で収まらなかった場合は、今後は段階的に追加補正とかも考えていく予定でありますか。

○（保健所）保健総務課長

発熱者の発生状況などにもよりますが、予算がなくなりましたら、大変恐縮ですけれども第4回定例会などで補正予算を上程させていただきます、御議論をいただければというふうに考えているところでございます。その際は、どうぞよろしく願いいたします。

○高木委員

その補正予算の中で収まるか収まらないかは、今後の状況もありますので、そこを見据えながら追加していくということで理解をしました。

再度ですが、今、新型コロナウイルス感染症が市内に蔓延している中で、市民が安心できない状況が続いています。本当に医療従事者の皆さんも大変な状況ではありますが、引き続き市民の安心をつくっていただくというか、引き続きお願いしたいと思います。

◎成人式について

続きまして、成人式について伺います。

前回も質問させていただいたのですが、新型コロナウイルス感染症によって、多くの事業、行事などが相次いで中止になっています。一生に一度の成人式であります、保護者の皆さんは、晴れ舞台として昨年準備にかかっていると思います。

そこで、成人式まであと5か月くらいの期間であります、決断することが本当に大変ではないかと思っておりますけれども、小樽市として現時点では中止なのか、成人式の延期というのは聞いたことがありませんが延期なのか、または会場の工夫などを行っているのか、どうしてお考えなのかお聞かせください。

○（教育）生涯学習課長

今年度の成人式につきましては、現時点では中止ですとか延期はせず、何とか実施したいというふうに考えております。来年1月の成人式の対象者は約900名でして、式の参加率が例年並みと見込んだ場合は七、八百名が参加されるというふうに見込んでおります。例年会場としている市民会館は約1,200席ですけれども、コロナ禍の状況では定員の2分の1が限度になりますので、100名程度定員オーバーする可能性がございます。ただ、委員からもお話があったとおり、一生に一度の式典となりますので、できるだけ思い出に残るようなものが開催できるように、現在は式典の回数を工夫するなど、そういう方法について考えているところでございます。

決定後の対象者への案内ですけれども、例年は12月にはがきを送ってお知らせしているのですが、実施方法が変わるかもしれないということで、例年よりも早めに御案内を送って周知できるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員

今は実施する予定ということで、その人数の制限の中で、当日成人式を実施して、2回目は次の日に行うとか、そういう組み方をするとということですか。

○（教育）生涯学習課長

2日間に分けるというパターンもあるかもしれませんが、同じ日で例えば午後の時間帯をずらして2回開催するという方法なども、今検討しているところでございます。

○高木委員

今後どういう状況になるか分かりませんが、そういう対応も含めながら進めていただきたいと思います。

第1回定例会の予算特別委員会でもお聞きしましたが、成年年齢が20歳から18歳に変わるということで、本市の見解を伺いました。その当時は、各自治体の判断ということでまだどうするかというのは決まっていないという答弁をいただきましたが、今、半年経過した中で、現時点での小樽市としての方向性はお考えでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

第1回定例会でお話をいただきました令和4年度の成年年齢の引下げの件ですけれども、5年1月に開催する成人式の対象者から影響が出てくるところでございます。その後、今年6月に道内の16市の情報を確認しました。大半はまだ検討中とのことだったのですが、対象者の意見を聞くという市もございました。そこで、本市でも4年度に18歳、19歳を迎える方とその保護者に対して、成人式の在り方についてアンケート調査をしたいというふうに考えております。詳細は調整中ですが、現在、市内の高校に調査協力を依頼するほか、広報おたるにウェブアンケートの案内を載せてもらう予定でございます。その結果を参考としまして、これまでどおり20歳で実施するのか、18歳に引き下げるか、また、式の名称をどうするのかなどについて検討していきたいというふうに考えております。

○高木委員

アンケート調査を実施するというところで理解しました。これも年度内にまとめられれば本当にいいことですし、また逆に、成人になるであろう方のアンケート調査も必要ですけれども、美容協会だとか、理容組合にもその旨のアンケートをしてほしいと。その業界の歴史や伝統などいろいろあると思うので、ぜひその情報というのも吸い上げて進めていただきたいのですが、その部分に関してはいかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

今お話がありましたとおり、理容組合、美容協会など関係する業界の皆様にも、アンケートの結果などの情報提供も含めて意見交換をすることを考えていきたいというふうに考えております。今年度中にはその結果について決められるように進めていきたいというふうに考えております。

○高木委員

◎保育所の安全対策について

最後に、保育所の安全対策についてお聞きいたします。

先般、最上保育所で児童がけがをしたということで、状況を確認しました。その現場は、かなり古い構造物だったというふうにあったのですけれども、その構造物はいつからそういう状況だったのか、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

今の委員からの御指摘は8月にあった最上保育所の入所児童の事故だと思いますけれども、最上保育所の入り口の横に水飲み場といいますか、屋外水栓がありまして、そこのブロックが少し崩れて、そこから古い鉄管が少し飛び出ている状況がございまして、こども育成課で確認したら、昨年6月にこの状況を確認して、補修のための見積りを取ったという経緯がございまして、

ただ、確認したのはその時点ですけれども、その鉄管の状態などから、以前から危険な状態にはあったかと、そういった認識でございまして、

○高木委員

昨年6月から1年3か月ぐらいですか。私が確認したのは、児童が通る部分に関してはカラーコーンとか、

非常に危険だというのは多分保育士も思うと思うのですけれども、その認識というのはされていたのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

先ほど説明したとおり、場所が最上保育所の正面玄関の横ですから、子供が通る可能性がある場所だということは認識しておりました。ただ、その屋外水栓、水道を使う場所なものですから、基本的にはその水道を使わないように、蛇口を外して使わないような状態で安全の確保というのを図っていたというふうに確認しております。

○高木委員

今はもうけがをしてしまったのですけれども、その水道を外しても子供たちはどこで遊ぶのか分からない。また、大人とは違うので、ましてや5歳までの子供なので、そこら辺の安全管理というのは、やはり必要最低限するべきだと思うのです。保護者の皆さんからも、以前から危ないのではないかという話は聞きましたが、やはり安心して子供を預けられる施設として、こういう状態になるというのは非常に残念であります。ほかの保育所でもそういうところがあるのか、把握されているかどうかお答えください。

○（福祉）こども育成課長

小樽市の場合も公立の保育所が5か所ございますけれども、基本的に保育所の事故の発生防止、そういった取組については、保育所保育指針ですとか、国が定めるガイドライン、こういったものに基づきまして実施してございます。建物や設備、そういったものの危険な損傷箇所については、安全点検表で年2回、公立の場合は5月頃と10月頃に2回やっているのですが、そういったことで損傷箇所を確認すると。

それ以外には、避難経路の点検などは毎日実施しておりますし、あとは子供が遊ぶ遊具については使用期間には毎月実施していると。こういったことで確認しておりますけれども、危険箇所を確認した際には、速やかな対応を心がけてまいりたいというふうに考えております。

○高木委員

子供たちが遊ぶところなので、本当に安心できるように安全対策を徹底していただきたいと思います。

---

○中村（吉宏）委員

◎小樽市立病院について

まず、小樽市立病院について伺います。

医療従事者の人員充足状況につきまして一般質問をさせていただいた中で、看護師については欠員が14名というふうに御答弁がありました。

これについて、説明としては院内で各部門の職員定数を定めておりますがという前置きがあると思うのですが、これは院内の職員定数に基づいてという不足数でよろしいのでしょうか。

○（病院）事務課長

そのとおりであります。

○中村（吉宏）委員

この14名の未充足について、来年度の採用で充足する見込みということでもありますけれども、現在このコロナ禍の中で、看護師が14名不足しているという状況を市民の方々も非常に不安に思われると思うのですが、現状この14名の未充足状態を何か改善できる見込みがあるのか、その辺りをお示しいただけますか。

○（病院）事務課長

病棟の現状についてですが、今回のクラスターにより、当院でなければ対応できない救急患者については受入れを続けております。それ以外の他院でも対応可能な新規の入院については、受入れを休止しているという

ことや、退院基準を満たして自宅へ退院できる患者につきましては退院をしていただいている、通常より入院患者が減っているという状況に今はなっております。

また、経過観察により病棟看護師を休ませておりますが、病棟の運営につきましては、患者が減っているということもありまして、支障が出ないように対応しております。

また、8月末時点での欠員の14名の看護師は、正職員の看護師ということになりますが、この欠員については、看護師免許を持つ会計年度任用職員を採用して、外来や病棟に配置して運営しているところです。

また、欠員者の補充につきましては、免許を所持している看護師の採用試験につきましては、随時実施しておりますし、また、新卒者の採用試験につきましても実施して、現在のところ来年度には充足できるという状況になっております。

**○中村（吉宏）委員**

充足に向けての取組等を伺いましたが、現状、外来は休止している状況で、小樽市立病院は日中勤務、それから準夜勤と夜間勤務と3交代制ですが、そういう状況でも今しっかり対応できているということによろしいですね。

**○（病院）事務課長**

今の状況では対応できております。

**○中村（吉宏）委員**

続きまして、病院の状況として、今、外来が休診という状況であると思います。この外来の再開のめどはどのようになっているのか伺います。市民の方も通院している方が多いと思うので、この辺をどのようにお考えなのか、めどが分かればお示してください。

**○（病院）事務部次長**

現在の小樽市立病院の状況につきましては、9月1日に最終の新型コロナウイルスの陽性患者が確認されて以降、今のところ新しい陽性患者は確認されておられません。

今後、一定期間様子を見まして、その間に新たな発生が認められない場合には収束宣言を行い、外来の再開に向けて動いていくと、このような状況になっております。

**○中村（吉宏）委員**

今、一定期間状況を見てということですが、おおむね何か基準みたいなものはありますか。

**○（病院）事務部次長**

札幌市とかのクラスターが発生した他の病院の場合は、新しい陽性患者が確認されなくなってから14日で収束宣言を出すということも見受けられますが、当院といたしましては、自信を持って収束したと言える日程は何日が適当かというのを、今、保健所も含めて内部で協議しているところでございます。

**○中村（吉宏）委員**

もし再開できる時期がわかりましたら、速やかに市民の皆様へ周知をお願いしたいと思います。

それから、面会制限の件、リモートでのお見舞いの件ですが、Wi-Fiの設備が整ったと、これから始めていきます、導入を進めてまいりたいという答弁をいただいております。これについて、面会制限は3月から行われているわけでありまして、随分長期になります。その間、入院している患者もそうですし、家族の方も面会ができないことで相当不安を感じていると思うのですけれども、ずばりお伺いしますが、2点あります。

まず、いつからオンラインの面会ができるように考えていくのか。

それから、面会に必要な機材は、持っている方はいいでしょうけれども、お持ちでない方もいらっしゃると思います。タブレットとか、そういった物が必要かと思いますが、こういった機材の導入についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

○（病院）事務部次長

委員のおっしゃいますとおり、面会制限が長期化しておりまして、入院患者の皆様には御不便をかけていることは重々承知しております。ですので、さきの臨時会においてWi-Fi環境整備についての予算を上程させていただきまして、御可決いただいております。

当初の予定では、議決後速やかに入札、工事に入る予定だったのですが、ちょうどそのタイミングでこのクラスタが発生してしまいまして、今、業者が入ってこられない状況にはなっております。ただ、このクラスタが落ち着き次第、内部ではもうあらあら方針が固まっておりますので、速やかに発注して工事に取りかかっていたい。時期的なものは、実際なるべく早くとしか今のところは申し上げられませんが、速やかにやっていたいと考えております。

また、御可決いただきましたこのWi-Fi環境整備の予算につきましては、タブレットの購入費用も含まれておりますので、これらについても、お持ちでない方には貸し出して使えるようにしてまいりたいと考えております。

○中村（吉宏）委員

時期が明示できない、なるべく急ぐということで了解をしましたので、これも市民の方への周知をお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

---

○松田委員

代表質問の答弁の中から確認したいこと、さらに伺いたいことを質問させていただきます。

◎新型コロナウイルス感染症対応支援策について

最初に、新型コロナウイルス感染症対応支援策等の中から伺います。

まず、小売業等事業継続支援事業についてですが、申請件数が予定数の4分の3にとどまった理由を伺いましたところ、対象者を全て把握できないので、平成28年度の経済センサスによる対象業種を基に、その後の事業所の減少や売上げ30%以上の減少を要件としたことを踏まえて対象数を2,000件にしたのだけれども、業種別では小売業者が生活必需品を扱っているので、購入の機会が多いことから30%の減少に至っていない事業者もあるため、要件に当てはまらず、全体として見込みを下回ったというふうに分析されていましたが、そもそも対象要件を売上げ30%以上の減少にした理由について伺います。

○（産業港湾）商業労政課長

売上げ要件といたしましては、国の持続化給付金では50%以上減少としておりましたので、最初に市で実施した支援策の飲食店事業継続支援事業におきましては、飲食店で影響が大きかったことから、売上げ要件を緩和して40%以上の減少といたしました。ですが、その後、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっていることから、小売業等事業継続支援事業におきましては、多くの事業者を支援するために売上げ要件を30%以上の減少としたところでございます。

○松田委員

次に、宿泊業事業継続支援事業について伺います。

これについても、申請予定数の6割弱になっていることから、営業継続できずに廃業した宿泊施設があるのではないかと懸念から、未申請の宿泊施設の内容を伺いましたところ、そのうち休廃業したものが28件で、18件は新型コロナウイルス感染症の影響ではないと答弁されていまして、残りの10件は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われました。率で言えば、確かに全体の6%ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で10件も休廃業したというのは驚きです。この10件の業者は何かお示しくなさるとともに、どのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

休廃業の宿泊施設につきまして、残りのその10件というお話でしたけれども、この10件につきましては、民泊施設であるというふうに把握しております。なお、民泊施設につきましては、届出を北海道に行うものでありまして、その廃止の理由までは把握することができないものであります。

○松田委員

少し安心しましたが、それでも理由は別としても観光都市宣言をしている小樽市で2割弱もの宿泊業者が休廃業していることについて、どのような認識をお持ちなのか、この点についてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 観光振興室中村主幹

ホテル、旅館、簡易宿所、こういうものにつきましては、旅館業法の許可を取り下げずに休廃業しているものがありまして、また民泊施設の休廃業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、理由までは分かりかねるものであります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による廃業を増やさぬよう、現在も支援金ですとか、誘客のための補助金などを行う事業を行っておりますが、今後におきましてもできる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

○松田委員

しっかり支援していただければと思います。

次に、離職者支援給付金についてお聞きします。

これは、コロナ禍により離職を余儀なくされ、申請日時時点で再就職に至っていない方が対象です。聞きましたら、給付決定者の7割が60歳代以下で、一般的には就労年代の方で、家族を養っている方もいらっしゃるのではないかと思います、本当に気の毒です。

それで、4月28日以降に出生した子供がいる場合は加算がありますという内容の支援でしたが、この該当者はいたのか。いたとしたら人数はどのくらいか、お示しいただきたいと思えます。

○(福祉) 生活サポートセンター所長

離職者支援給付金の加算の対象となります4月28日以降に出生した子供がいる世帯につきましては、8月末現在で対象になった世帯はございません。

○松田委員

とにかく一日も早くこの方たちの就職先が見つかることを願っております。

それで、これに関連して伺いますけれども、離職者支援給付金ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減収になった方に、社会福祉協議会が窓口となって無利子で最大20万円を貸し付ける緊急小口資金制度があり、また、失業や減収した人に特例として、原則3か月まで貸し付ける総合支援資金がありますが、これについてもそれぞれ8月末時点の貸付け状況をお聞かせ願いたいと思えます。

○(福祉) 生活サポートセンター所長

貸付けに係る相談状況について、小樽市社会福祉協議会に確認しております令和2年8月末現在の件数をお答え

いたします。

まず、貸付けに係る相談につきましては、緊急小口資金、それから総合支援資金がございませけれども、両方合わせまして968件。そのうち、緊急小口資金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う特例措置が本年3月24日から導入されておまして、それ以降で579件。総合支援資金につきましては215件の申請がございました。

#### ○松田委員

かなりの方がお借りしているということで、本当に大変だと思います。

また、これに関連して伺いますが、生活サポートセンターが窓口となって離職や廃業、休業などで収入が減少し、家賃が払えないために住居を失うおそれがある方を対象に、家賃相当額を給付する住居確保給付金がありますが、この要件としては、本当は休職登録が必要ですがけれども、本年度に限り休職登録不要となっているようですが、これにつきましても8月末時点の相談件数とともに、給付決定状況をお示しいただきたいと思います。

#### ○（福祉）生活サポートセンター所長

住居確保給付金につきましては、原則3か月の給付となっております、要件を満たす場合、2回まで更新が可能で、最長9か月の給付が可能となっております。8月末現在の相談件数につきましては147件、新規の申請、それから延長、再延長の申請を合わせまして99件、給付決定件数については71件となっております。

#### ○松田委員

昨日もこういった住居に困っているという方を特集したテレビ番組がありましたけれども、給料における家賃の占める割合というのは本当に大きいのです、本当にこの方達についてもしっかりと仕事が早く見つかることを願っております。

次に、市税の徴収猶予と減免についてお聞かせ願いたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が激減した市民に対する支援策として、申請により市税は徴収猶予、国民健康保険料等は減免措置ができると聞いております。聞けば、国保料等の減免されたものについては、国から補填されると聞いておりますけれども、8月末現在の市税の猶予相談件数、そして減免された国保料や介護保険料、後期高齢者医療保険料等、それぞれの減免申請件数、減免金額等をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○（財政）納税課長

8月末での市税の徴収猶予の相談件数につきましては、窓口や電話での対応という件数になりますけれども、市・道民税につきましては291件、法人市民税が16件、固定資産税・都市計画税が252件、軽自動車税が23件、合計582件になります。

#### ○（医療保険）国保年金課長

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の新型コロナウイルス関連の減免に対する実績についてお答えいたします。

まず、国民健康保険料ですが、申請件数、これは審査中のものも含めてですが360件、減免金額が、決定した分の金額になりますが5,376万5,160円。後期高齢者医療保険料につきましては、申請件数48件、減免金額が434万5,100円。介護保険料につきましては、申請件数が186件、減免金額が1,206万9,050円というふうになってございます。

#### ○松田委員

特に国保料の件数が360件5,376万円ということで、これについては国から補填されるということですがけれども、あと市税については猶予ということで、これは本当にこれからの市政をやっていく中で、今、小樽市の情勢が厳しい中で猶予をすることは本当に大変なことだと思いますが、とにかく皆さんが本当に早く立ち直れるように祈っております。

次に、特別定額給付金について伺います。

これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による給付ではありませんけれども、全国内居住者に支給されたものです。当市では、去る8月25日をもって、その給付金申請を終了いたしました。報告によれば99.9%とほぼ100%の申請率となりました。その間、未申請の方には申請書を再交付したり、臨戸訪問したり、介護福祉施設の入所者の調査をするなど、未申請者の解消を行い、なおかつ締切り1週間前には、私たち議員に対してもさらなる声かけを促す文書の配付など、市民にもれなく給付できるようにと努力されたことについては敬意を称します。

それで、他の自治体では、これのオンライン申請をしながら郵送で申請したことによる重複給付事故があったようですが、小樽市では重複給付はなかったと思いますけれども、重複申請、これはチェックで分かったと思いますが、重複申請はなかったのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（総務）特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

御質問のありました重複申請につきましては、オンライン申請で11件、ダウンロード申請で4件、郵送申請で46件、合計61件の重複申請がありました。

○松田委員

それでもきちんとチェックされたので重複給付はなかったということで安心しました。

それから、配偶者からの暴力を理由に避難している方については、避難先で申請すれば給付金を受給できることになっていましたが、小樽市ではそのような事例があったのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○（総務）特別定額給付金事業実施本部運営室南主幹

配偶者からの暴力を理由に避難している方につきましては、他都市から小樽市に避難された3世帯5名について給付を行いました。

○松田委員

次に、町内会への助成についてももう一度お聞きいたします。

代表質問では、町内会の使用料減収に対する助成について要望させていただき、御答弁では小樽市総連合町会とも話し合っただけというものでした。それで、市内に149の町内会があると聞いていますけれども、町内会館はどのくらいあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○（生活環境）小山主幹

小樽市総連合町会に加入している町内会149のうち、複数の町内会館を所有している町内会もありますけれども、73の会館があります。

○松田委員

この町内会館については、「地域のお役立ち手帳」を見ると、3ページにわたり町内会の集いの内容が掲載されておりますし、また、議会の市民と語る会の会場だとか、各種行政の説明会などで使用されるなど、地域になくはないものです。ともあれ、町内会館も規模がいろいろありますけれども、こういう現状にある町内会館の補助金を出していただきたいと要望するのですが、もし町内会館の補助金を出さしたら、どのような課題があるのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

市として、各町内会館の運営状況については把握しておりませんが、少なからず町内会館を所有している町内会には影響を受けていると思われますので、一律か段階かに分けて支援金を出すなど、他都市の支援策も調査し、小樽市総連合町会とも相談しながら、どのような支援ができるのか検討を進めているところであります。

○松田委員

とにかく町内会は、市からのお知らせのチラシなど、市にとって重要な役割を果たしています。経費もかかっておりますし、今新型コロナウイルス感染症によって町内会費を徴収するのにも大変苦労していると思いますので、

町内会館の有無だけではなく、全町内会に補助金を出すなどすれば、公平性も保てるのかもしれませんが、それについてはいかがでしょうか。

○（生活環境）小山主幹

本会議で市長からも答弁しておりますとおり、地域の方々の交流もなく、また、町内会費の徴収も大変な中で、固定費だけが出ていくという声も聞いておりますので、町内会の支援も含めて検討を進めているところであります。

○松田委員

これについては期待しておりますので、よろしくお願ひします。

◎障害特性の理解を促進する運動について

次に、障害特性の理解を促進する運動についてお聞きいたします。

代表質問でお聞きしたところ、市として「障害者週間」啓発事業を行っているという御答弁をいただきましたが、これの具体的な内容についてお聞かせ願ひたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

「障害者週間」啓発事業の内容についてですが、本市並びに小樽市「障害者週間」ほほえみフェスタ実行委員会が、毎年7月、8月、12月に小樽ほほえみフェスタとして、市民の皆様には障害者への理解を深めていただくよう開催しております。内容としましては、障害のある方が丁寧に作った手芸品やパン、木工製品などを展示販売しております。

また、肢体障害者福祉協会や視覚障害者福祉協会では、活動を周知するためチラシの配布をしており、また、小樽ろうあ協会では、手話の歴史などのポスターを展示するなどして、それぞれの障害特性への理解を深めております。そのほか、写真や絵画、書道など障害のある方が日頃取り組んだ作品を展示しております。

○松田委員

同じく小・中学校で手話を学ぶ授業にも取り組んでいるということをお聞きしましたが、その内容についてお聞かせ願ひたいと思います。

○（福祉）障害福祉課長

手話を学ぶ授業の内容につきましては、外見では分からない、聞こえないといった障害についてのお話や、簡単な挨拶、日常生活で使う言葉、自己紹介、そして指文字で五十音を表現するなど、聴覚障害の特性や手話を身近に感じてもらうような内容の授業を行っております。

○松田委員

この開催頻度は、どういうふうになっていますか。

○（福祉）障害福祉課長

開催頻度につきましては、基本的には各学校1学年で、学級ごとに1回実施しております。

何校で実施しているかにつきましては、手話を学ぶ授業の実施について、各学校に意向を確認しております。昨年度で申し上げますと、小学校10校、中学校2校で実施しております。

○松田委員

今後の取組の要望として、他都市では小冊子を作成して、札幌市でも「心のバリアフリーガイド」という4コマ漫画で、同じく障害のある方に対して手助けする方法を説明したものを発行しております。これを参考にして、小樽市でも作成して希望者に配付するなど、市の窓口にも備えるなどしていただきたいと要望しますが、これについてはいかがでしょうか。

○（福祉）障害福祉課長

障害特性を理解するための小冊子につきましては、現在、本市では国や道で作成した障害者差別解消法や合理的配慮の具体例の載ったリーフレットをホームページに掲載するほか、障害や介護の事業所、そして店舗等に配付す

るなどしております。小樽市独自で冊子等は作成しておりませんが、鳥取県など他都市の冊子等を参考にしながら、障害の特性について理解し、合理的配慮につながるような冊子について研究してまいりたいと思います。

○松田委員

よろしく申し上げます。

先日、障害特性を理解していただく観点から、一例として聴覚障害をお持ちの方についての配慮のお話をさせていただきましたけれども、視覚障害者についても、今このような状況の中で、ソーシャルディスタンスが取りづらいうという声も聞きます。例えば、目の見えない方は手で触って確認するため、手すりなどを使うため、消毒にも人一倍気を遣うと聞いていますし、また、レジで並ぶときにもほかの人は下にある足形マークで間隔を取りますけれども、目の見えない方はそういうこともできないということがあると思います。そういったことから、やはり障害のある方を理解するためには、新型コロナウイルス感染症に関係なく障害者を理解するために、障害者の団体との懇談会だとか、そういったこともしていただきたいと思っておりますけれども、最後にこれについてお聞かせ願いたいと思っております。

○（福祉）障害福祉課長

障害者団体との要望を聞く機会を持っていただきたいというお尋ねですが、現在、聴覚障害、視覚障害、肢体障害の団体からは、定期的に意見や要望などを聞いておりますけれども、聴覚障害、視覚障害、肢体障害を含め、様々な障害のある方の要望や困り事などを聞く機会を設けることは大切だと思っておりますので、今後、各障害者団体などとも連携を図りながら、要望や困り事のお話を聞く機会を設けてまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

◎ICT化について

それでは、ICT化について何点かお聞きします。

先に、オンライン利用促進についてですけれども、一般質問でも伺いましたが、現在、市でオンラインを利用した手続は、どのようになっているか説明してください。

○（総務）情報システム課長

今、小樽市で受付ができるオンライン申請のシステムは、例えば、本会議でも答弁しましたが、図書館の本の貸出しとか、あるいは市民税の申告の手続についてできるというような形になっております。

○高橋（克幸）委員

総務省が出している「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を私も確認させていただきましたけれども、推進すべき手続がずっと載っているわけですね。これについて、担当課では確認しておりますか。

○（総務）情報システム課長

これは国から毎年調査が入っておりますので、各担当課と思われるところに、毎年その申請の受付の状況、可能なかどうかという形で照会させていただいております。

○高橋（克幸）委員

オンライン手続が進んでいない状況というのは分かりましたけれども、では、ハードルとしてどのようなものがあるのか、説明をお願いします。

○（総務）情報システム課長

例えば、先日までやっていた国の特別定額給付金では、オンライン申請は確かにございました。あれに関しては、申請する側の市民の方は一般のインターネットを使うわけですけれども、受付をする市の側は、行政専用のネットワークを通じて受付をするというような形になっておりまして、特別定額給付金のときは、国で全部その仕組みを用意したという経緯がございます。それに対して、今、小樽市ではそのような形の整備がまだできていない

という面がございます。それを整備しようとする、当然のことながら費用がかかってくるし、整備した後、毎年維持をしていかないといけませんので、そこにも費用がかかるということで、なかなか進められない状況でございます。

○高橋（克幸）委員

環境整備に多額な費用がかかるということですね。もし、押さえていけばですけども、では市としてこのオンライン利用促進を進めるためには、どのぐらいの環境整備に対しての費用が必要かというのは試算したことはありますか。

○（総務）情報システム課長

詳細な試算というのは、まだしたことはございませんけれども、先ほど申し上げたような行政専用のネットワークを使ってやろうとした場合には、年間で数百万円規模の金額がかかるという話が一説ではございます。

○高橋（克幸）委員

質問でもお話ししましたが、政府と、それから地方自治体とでシステムが違っていた。一体的にそれを統一化していくというお話がありましたが、このオンライン利用促進については、その辺の話というのは来ていますか。

○（総務）情報システム課長

承知はしていないので、来ていなかったと思います。

○高橋（克幸）委員

先ほど、指針の話をしましたけれども、できればこの中でも進められるものがあるのではないかとこのように私は思っているのですが、できるものから手をつけていくという考えはないでしょうか。

○（総務）情報システム課長

実際にやるとなった場合に、受付をすることになる担当課の意見を踏まえながら進めていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

よく見えないので、改めて別な機会に質問させていただきます。

◎RPAについて

次に、RPAについて確認したいと思います。

昨日、市長から実証実験をするのだという御答弁をいただきました。それに関連して何点が質問させてもらいますけれども、まずこのRPAのデモンストレーションを実施した結果、どういう感想をお持ちなのかお知らせください。

○（総務）情報システム課長

RPAを実際に入れてみないと何とも言えないというのは当然でございますけれども、活用の仕方によっては、ある担当のその業務の負荷ですとか、それが軽減されていくのではないかと。あるいは、それによって、もっと大事なと申しますか、気を遣うべき仕事に集中することができるのではないかと、このように考えております。

○高橋（克幸）委員

それで、今後、実証実験を行う予定ということで伺いたいですけれども、どのような業者の方とお話をしたのか。それから、業務の対象はどのように考えられているのか、その2点についてお願いします。

○（総務）情報システム課長

まず、業者のことでございますが、申し訳ありません、こちらは、この場で業者名をはっきり出すのは控えさせていただきますと思っておりますけれども、諸実験に関して協力するというようなお話はいただいております。協力していただかないと、RPAに仕事をさせるシナリオというのがございまして、そのシナリオの作り方等は、私

どもは全く分からないものですから、その点について業者の協力を得ながらやっていきたいと思っております。

それから実験の内容等については、今、実験ができそうな業務の洗い出しというのをやっております、それに関して手を挙げていただいた各課と話をしながら、実践に即した実験をしていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

もう少し具体的にお聞きしたいのですが、まだ決まっていないということですが、例えば、昨日市長が少し言われていたと思うのですが、児童手当の問題だとか、福祉関係ですね。介護関係もあるのかどうか分かりませんが、今、考えられているものがあれば、御紹介いただきたいと思えます。

○（総務）情報システム課長

今出てきているのが、先ほど委員がおっしゃったように、福祉の児童手当の現況届のお話ですとか、市民税の当初の賦課などがございます。こちらで実験したいと思っているのが、大量に処理をしなければいけないもので、先ほど申し上げた現況届だと5,000枚程度はありますというお話だったものですから、大量にあるものやってみたほうが効果が出るのではないかと考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、スケジュールですけれども、いつ頃実証実験をスタートするのか、いつ頃終了予定なのかというのは、今のところ分かりますか。

○（総務）情報システム課長

まず、実験のスタートでございすけれども、今、各課からその話が来たのを、これから実験の内容について詳細を詰めていくという形になりますので、いつ始められるというのは、この場ではっきり何月とは申し上げることはできません。年度内には、もちろん始めようと思っております。

それから、その実験の内容も、各課、各業務についてそれぞれのやり方というか、ございますので、これも例えば1週間あればできますとか、あるいは業務によっては1か月程度かかりますというようなこともございますので、いつ終了するというのは、この場で明快に答える事は控えさせていただきたいと思えます。

○高橋（克幸）委員

これも分かればですけれども、この実験結果の分析と評価について、いつ頃予定されているのか、要は終わりをいつ頃と予定されているのかというのは決まっていますか。

○（総務）情報システム課長

まず、実験の効果は、何をもちって効果があったとするかというような話は、時間の短縮がどのくらいできたのかというようなことを主に整理していこうとは思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように実験のその期間は、それぞれの業務等の関わりがございすので、現状では取りまとめをいつできますとははっきり言えない状況でございす。

○高橋（克幸）委員

大ざっぱでいいのですけれども、例えば、来年度前半とか、後半とか、来年度中とかというふうな、そういう目安みたいなものはないですか。

○（総務）次長

一定程度のめどということではございますけれども、実験のその結果によりまして、複数のところも試しに行ってみたいというようなところもございすので、正直ははっきりした時期というのはなかなか申し上げにくいのですが、来年度中には一定程度のめどは立てたいというふうに思っております。

○高橋（克幸）委員

よろしくお願ひします。また機会があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

◎日本遺産と小樽文化遺産の活用について

次に、日本遺産と小樽文化遺産の活用について、一般質問でいろいろお聞きしました。

それで、再度確認ですけれども、日本遺産の北前船、それから炭鉄港について市民に対して周知が足りないのではないかという指摘をさせていただきました。情報発信について、今後どのように考えていくのか、これは観光振興室だと思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

**○（産業港湾）観光振興室田中主幹**

ただいま、委員から日本遺産の北前船、炭鉄港、それから「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の小樽文化遺産の情報発信が足りないのではないかと、今後の情報発信をどうする予定なのかというような御質問であったというふうに思います。

確かに、今回、北前船、炭鉄港、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の情報発信が足りないという状況もありましたので、第2回臨時会の中で小樽情報発信・普及啓発事業の補正予算の計上をしまして、議決をいただいたところでございます。具体的な事業の中身につきましては、北前船、炭鉄港も含めまして、今回、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のロゴマーク選定というものを考えておりまして、日本遺産、それから北前船、炭鉄港におきましては、ロゴマークがあるという状況の中で、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」はロゴマークがないという状況でございますから、まずは市民の公募を促して、最終的には市民投票でロゴマークを決定するというところを考えております。

また、「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」の構成文化財やストーリーを市民の皆さんに普及啓発するために、今、新聞の折り込み広告を使いながら3回程度、北前船、それから炭鉄港のストーリーも内包した形のリーフレットを作成して、世帯に配布していきたいというふうに考えているところでございます。

加えまして、炭鉄港につきましては、現在、JR小樽駅の入り口の入口のところに北前船の大きなポスターが貼ってあるのは御存じだと思いますけれども、その反対側の柱が現在空いているところでございます。JR小樽駅の協力を得ながら、この事業の中で北前船と同様にポスターを制作しまして、JR小樽駅から小樽市内へ行く方に、北前船、炭鉄港が目立つような形でのポスターの配置をしていきたいというふうに思っております。

加えまして、北前船、炭鉄港を内包したポスターも、学校向けや公共施設用のポスターも今回の予算の中で計上しております。そういったもろもろ、周遊マップや散策コースを含めたパンフレットも今回作成していきたいというふうに思っておりますので、今年度はそういったものの情報発信の材料もそろえつつ、来年度に情報発信の継続へ向けた取組を進めていきたいというところで考えてございます。

**○高橋（克幸）委員**

次に聞く質問まで全部答えていただいたのでありがたいと思いますが、今、説明のあった「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」のロゴマーク選定というのは、これはいいことだと思います。できるだけこれを周知していただいて、興味を持っていただければというふうに思っております。

頂いた資料で、炭鉄港推進協議会が出したもので、発行が2020年3月、今年できたばかりということで、これはどういうところに、どのぐらい配られているのかというのは分かりますか。

**○（産業港湾）観光振興室田中主幹**

今年4月9日付で、教育委員会にお願いしながら市内各学校の小学校1年生～小学校6年生の全児童に配布しているところでございます。

**○高橋（克幸）委員**

私も見させてもらいましたが、本当に分かりやすく書かれていて、いい本だと思いますので、ぜひ活用方、ただ配りっ放しではなくて、こういうものがあるのですよというのも周知の一つに加えていただきたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、総合博物館の展示について、以前から指摘をさせていただきましたが、非常に古い、もう何年も壊れている内容もあって、非常に残念だと思っておりましたけれども、総合博物館の日本遺産に

についての展示ですが、この北前船と炭鉄港については、これからどのように考えられていくのかお示しいただきたいと思います。

○（教育）総合博物館副館長

まず、炭鉄港に関して、博物館としてどのように取り組んでいくかですが、このたび炭鉄港の展示施設の整備事業ということで補正予算を上げておりました、これについて、総合博物館の本館1階における鉄道展示室の展示物を大々的に改修するものでございます。

こちらの展示物ですけれども、これまでは空知地方を中心とした炭鉄港の発展を示したものでございましたが、石炭を移出する拠点としての手宮、小樽の役割をより分かりやすく表現した小樽から見た炭鉄港の展示としてリニューアルしたいというふうに考えておまして、具体的にはジオラマの手宮駅構内の背景の部分に大型スクリーンを設置いたしまして、映像による演出を加えて、日本遺産、炭鉄港のガイダンス施設として大々的に改修したいというふうに考えております。

この新しい展示物が完成いたしましたら、どんどんPRしてまいりたいというふうに考えてございます。

○（教育）総合博物館主幹

続きまして、総合博物館におけます北前船の普及活動についてお話をします。

北前船に関しては、運河館で既に展示等がありますけれども、また、学校利用について促進することも考えております。例えば、トランクキットというものを作成しました。これは、旅行用のスーツケースのようなものに北前船などの学習の素材を詰め込んだ貸出し用の学習教材キットです。北前船の写真や帆などを学校での学習の際に活用できるような内容が含まれています。学校の教員がこれを用いて多くの児童・生徒に効果的な授業を行うことができるようになっております。これについては、教員向けの研修をつい先日に行いましたので、今後、貸出しの要望が増えていくことと期待しております。

○高橋（克幸）委員

よろしくお願ひしたいと思います。

それで、一般質問でも質問しましたが、この日本遺産の小学生に対する学習が、私は非常に大事だというふうに思っていて、提案をさせていただきました。

それで、この日本遺産についての学習は、教育委員会としてはどのように考えられているのかお示しいただきたいと思います。

○（教育）学校教育支援室谷口主幹

教育委員会としましては、各小学校において、本市の児童にふるさと小樽への愛着を育むために、市内共通の取組として、今年度から小学校5年生に、教材「小樽の歴史」を配布させていただいております。この教材「小樽の歴史」を総合的な学習の時間の年間指導計画に位置づけて、5年生で全小学校で10時間以上学習することを基本としております。なお、その際、机上で学ぶだけではなくて、外部講師の活用や施設見学なども例として体験的な活動を積極的に取り入れて、学習を深めることができるように指導しております。

○高橋（克幸）委員

今説明がありました、「ふるさと学習小樽の歴史」、これですね。発行も教育委員会ということで、ざっと見させてもらいましたが、非常に分かりやすい内容で、この目次でいくと「4・北前船」と、それから「5・鉄道と小樽」というところに載っておりましたので、できればこの二つを中心的にやっていただければありがたいというふうに思っております。

最後に、この学習についてもやはり継続していただくというのが非常に大事かと。何か知らないけれどもフェードアウトして、日本遺産のブームが去ったら学習もなくなったというのでは、地域愛だとか、地域の誇りだとかということも含めて、小樽の歴史も含めて醸成されないと思いますので、その辺はぜひお願ひしたいと思いますが、

いかがでしょうか。

もう1点は、記念イベントとして企画を継続的に、大々的なものでなくてもいいのですが、継続的にやっていけるようなものもぜひ検討していただきたい。教育委員会だけでなく、市としてこの日本遺産についてずっと継続的にやっていただけるようなことを考えていただきたいと思いますが、この2点についてお願いします。

○(教育)学校教育支援室谷口主幹

教材「小樽の歴史」の今後の継続についてですけれども、この教材「小樽の歴史」は、今後も毎年4月に5年生の全児童に配付させていただきます。小樽の歴史の学習を通して、子供たちが本市には歴史的に価値の高い事物が豊富にあることに気づいて、もっと調べてみたい、日本や世界との関係はどうだったのだろうなど、視野を広めるきっかけとするとともに、広い視野に立って小樽を見つめる子供が育ち、小樽の未来を担う人材育成を期待しておりますので、今後も継続してやってまいりたいと考えております。

(「イベントはどうですか」と呼ぶ者あり)

○市長

私なりに、やはり日本遺産に対する思いというのはございますけれども、何回も申し上げているかと思いますが、日本遺産そのものは、文化庁から指定を受けるということはあくまでもスタートでして、構成文化財を活用して、これをまちづくりに生かして、そして地域の活性化につながるということが最終目標ですので、今、指定をされて、一気にいろいろなことをやろうという動きはありますけれども、これを継続して、何よりも小樽のまちにとって歴史文化というのは、ほかのまちにはない強みでもあります。構成文化財を活用したまちづくりもこれからも継続していくように頑張っていきたいというふうに思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時53分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村(誠吾)委員

◎コロナ禍における総合計画と公共施設再編計画の策定について

新型コロナウイルス感染症が発生し、それに伴ってかなりのスピードで社会が変化する時代となりました。百年に一度と言われる事態であり、歴史の勉強ではありませんけれども、100年前の歴史をひもとくと、1915年からの第一次世界大戦による好景気の中で、1918年から1920年にかけてスペイン風邪が世界的に流行し、現在もインフルエンザとして影響は続いています。そして、1920年に戦後恐慌が発生して、1923年には関東大震災、1929年～1930年代後半までは世界恐慌、そして悲しい1938年～1945年までは第二次世界大戦です。単純に歴史が繰り返すとは思いませんが、100年前に物すごい勢いで社会が変化していたことは分かります。現在の状況を考えると、これから10年後、20年後はまた大きな変化に見舞われている可能性は非常に高いと思いますし、私は、新型コロナウイルス感染症により、社会の変革期に入ったと思っています。多くのマスコミでもそう捉えられています。

このような社会の現状の中で、小樽市の現状を考える必要があります。これまで、総合計画、総合戦略の話や予

算の組み方、施策の優先順位やその意思決定の話など、これまで様々な質問をしてきました。しかし、そこで浮かび上がってきたのは、小樽市は昔ながらの手法で市政を動かしているということです。もちろん、実績のあるやり方が悪いとは言っていないですが、社会が変化していく中では、前例踏襲の手法はむしろリスクがあると思っています。

そこで、最初の質問ですが、無理を承知でまずお聞きします。総合計画、総合戦略を見直すお考えはありますか。

○（総務）企画政策室内山主幹

第7次小樽市総合計画の計画期間は、基本構想・基本計画共に令和元年度から10年度の10年間としており、また第2期小樽市総合戦略については、2年度から6年度までの5年間としております。現時点では総合計画及び総合戦略における計画の根幹や方向性に大きな影響はないと考えており、見直す予定はございません。

○中村（誠吾）委員

役所の常識では当然です。そんなコストは持てませんし、現在の仕組みでは見直しによるリターンがあるのか微妙なのですよ。ただ、今起きていること、企業ではそれが許されるのか。社会が大きく変わるのに、基本になる計画がそのままでは、民間企業は利益が出ないのですね。これは、世間の常識と、役所の常識が一致しているのかという課題にもなります。少し立ち止まって考えることも必要ではないのでしょうかというのが趣旨なのです。

それで、今心配しているのは、公共施設再編計画と組織改革なのです。今出されている案が悪いとは思いませんし、社会がこれほど大きく変わると思っていない状況の中で、賛成もしてきました。ただ、社会が大きく変わり、また、変わろうとしている中では、大丈夫なのかという不安が率直にいつてあります。それは、どちらも、先ほど言ったとおり、10年後、20年後を見据えて進めていくものだからなのです。

しつこいようですが、もう一度聞きます。現時点で10年後、20年後の小樽市が見据えられていると言えますか。

○（財政）中津川主幹

公共施設再編計画につきましては、私からお答えさせていただきます。

公共施設再編計画は、これまでの人口推移や施設の利用状況を考慮しまして、施設の耐震状況や老朽化等を見据えた中で判断し、計画を策定しております。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

次に組織改革についてでございますけれども、組織改革につきましては、明確にその10年後20年後を見据えてという、具体的な年数といえますか、その数字というのはございませんが、今回の組織改革は前回から12年が経過しており、多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応する、そういう組織を構築するというところでございます。

○中村（誠吾）委員

自分でもできないことを質問して申し訳なかったと思います。将来を見通すことは、平常時でも難しいのは事実です。しかし、今のような変革期においては、もっと難しい作業になっていると思っています。

それで、お聞きするのですけれども、今は新型コロナウイルス感染症による社会の大きな変化の真ただ中にあるわけでありまして、10年後、20年後にも関わるような決定を今してしまうのは、私はどうにもタイミングがよくないとは思っています。それと、ウィズコロナと言われておりまして、観測的なことを言って申し訳ないですが、この2年くらいである程度、新型コロナウイルス感染症に適応した社会の在り方の一端が見えると思っています。ウィズコロナの知見を取り込み、その後に公共施設や組織の在り方を決めたほうがよりよいものができると思っています。もしお答えしていただけるなら、市長はどのようにお考えになりますか。

○（財政）中津川主幹

まず、公共施設再編計画についてお答えさせていただきます。

委員が御指摘のタイミングがよくないというのは、一度立ち止まって考えるという御趣旨かと思っております。再編計

画の計画期間につきましては38年間ということでございますけれども、この長期にわたる計画期間の中で、社会情勢や市民ニーズの変化が生じた際には、PDCAサイクルに基づきまして、効果的に計画を推進するとともに、計画期間内であっても変化に応じた見直しを適宜実施してまいりたいと考えてございます。

○（総務）組織改革・コンプライアンス担当次長

次に、組織改革についてですけれども、組織の見直しということでは、これは見直しは常に行っていかなければならないものというふうに考えております。今回の組織改革の後も、社会情勢の変化に対応できる組織づくりということであれば、委員の言われましたウィズコロナの知見、そういったものの取組も含めて、必要があれば組織で見直すものは見直ししていかなければならないものというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

進めてきたものを止めるというのは物すごく難しいものだということは、私も理解しています。ただ、従来どおりのやり方ではリスクがあるのではないかというお話をさせていただいたつもりです。

そして、こういう時代だからこそトップの決断が求められていると私は思いますし、その負託にこの2年間の迫市政はしっかりと応えてきてくれたとは理解しています。

ただ、先ほど言ったとおり、少しきつい言い方になりますけれども、職員は役所の常識の外ではなかなか働きづらいものなのです。だからこそ、市長としては世間の常識を見据える中で判断をしていただくよう、再度これはお願いをしておきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎過疎対策事業債と公共施設再編計画について

次に、過疎対策事業債と公共施設再編計画について端的にお聞きしたいと思います。

ある報道の真意は別にしても、私は財政のことはよく分からないので、今は基本的なことだけ確認させてください。

公共施設再編計画では、過疎債を使用するということが前提となっていますか。

○（財政）中津川主幹

施設の改修や新設を行う財源として市債を借入れする場合には、借入れ時点で最も有利なメニューで市債を借入れすることを想定しており、過疎債が最も有利であることから、現時点におきましては借入れメニューの最有力候補ということで考えてございます。

○中村（誠吾）委員

もしも過疎債が適用されなければ、その報道の真意は別にして、公共施設再編計画が大幅に変わる可能性はあるのですか。

○（財政）中津川主幹

過疎債が適用されない場合には、ほかのメニューで借入れすることになります。

また、計画自体につきましては、大きな変更が生じるものではないというふうに考えてございます。

○中村（誠吾）委員

大きく変更になる可能性はないと言いながら、もう一度聞きます。過疎債がどうなるか分からない状況が発生したときに、それでも計画を進めていく考えですか。

○（財政）中津川主幹

計画の策定につきましては、現時点で国からは令和2年度の策定を要請されていることから、私どもといたしましては、年度内の策定を目指して進めていきたいという考えでございます。

○中村（誠吾）委員

◎業務上のミスに係る対応について

次に、若干残念な質問ですが、私は小樽市において、残念ながら事務処理のミスが続いてきていると感じていま

す。一つは葬斎場における現金の紛失、二つ目に小樽港貿易振興協議会事務局職員による不正会計処理及び私的流用、三つ目に測量業務の発注における不適切な事務処理、四つ目に放課後児童クラブにおける電話解約の未処理などです。私は、事務処理のミスはつきもので、一つ一つのミスそのものをこの場で追及することはいたしません。また、担当部署はしっかりしろという、そんなことは当たり前で今言う気はありません。私は、市役所全体として分析をして、対策を講じる必要がある事態になってきているのではないかと考えているのです。

それで質問ですけれども、まず、ミスがあったときの公表基準というものはあるのですか。

○(総務)次長

業務上のミスがあった場合などの公表の基準ということでございますけれども、職員に対して懲戒処分があった場合、それについては公表基準はございます。ただ、まず、そのミスなどが判明した時点での公表ということにつきましては、その事案ごとに判断をさせていただいているということでありまして、基準自体を持ってございません。

○副市長

今、次長から公表基準を設けていない、その都度というお話でしたが、やはり役所の仕事、特に事務処理のミスについては、大きい小さいではなくて、そういうことがあって市民なりに御迷惑のかかる、こういうものは、どんなに小さくても公表すべきだと、こういうふうに市長と私も常々報告を受けるたびに考えており、その指示をしておりますので、今は小さくても公表していく、そういうふうに考えております。

○中村(誠吾)委員

予想せず、副市長からすばらしい回答をいただきました。市長は副市長も含めて、当事者の最高責任者たちは説明責任を果たしていくのだということの裏打ちをきっちりとおっしゃっていただいたので、まずそれはありがとうございます。

ただ、質問の順番もありますので続けますが、それでは、他市の公表基準について、何か確認してきたことはありますか。

○(総務)次長

先ほど申し上げました懲戒処分の公表の基準につきましては、国に準拠して策定しているというものでございますので、基本的にどこの市でも持っているものというふうに認識してございます。

あと、もう一方のミスがあった時点での公表の基準ということにつきましては、私としましては策定している市については承知してございません。

○中村(誠吾)委員

次に、ミスが起きた部署、係も含めて、末端も含めて、業務密度、それは人員体制ももちろんありますし、ある意味、残業時間に現れるのかもしれませんが、どのような認識を今お持ちですか。

○(総務)職員課長

ミスが起きた部署の業務の密度ということでございますが、恒常的に残業が多くてもミスが生じていない部署もありますことから、残業時間が多い職場にミスやエラーが多いとは一概には申し上げられません。しかしながら、年中多忙で超過勤務が多い職場ではなくとも、時期的に多忙となる期間がある職場では、現実的にチェックの目が届きにくくなることがありますので、業務の密度が濃くなっている時期にはミスが起こりやすい状況にあると認識しております。

○中村(誠吾)委員

そうですね、私の経験則で言わせていただきますと、一つの仕事を共有している人数が多いほどミスには強いような気がします。ミスが起きた職場のその業務というのは、複数の担当制度が必要だと考えますが、いかがですか。

○(総務)職員課長

限られた職員数の中で各職員がそれぞれ担当を持って業務を遂行しているという現状がございますので、同一の業務に複数の職員を配置することはなかなか難しいというふうに考えてはおります。これまでのミスの原因としましては、担当者任せになっていたということが大きな要因の一つと考えられますことから、多忙な中であっても、まずは上司がしっかりとチェックを行う体制を構築していくことが重要と考えております。

○中村（誠吾）委員

今、職員課長からは答えを言ってもらっているのですけれども、あえて聞きますが、今聞きましたとおり、例えば残業時間、係員の人数以外の指標を利用して、市役所としてミスが起きた部署について何か分析をしていますか。

○（総務）職員課長

何らかの指標を用いてミスが起きた部署を分析するといったことは行っておりませんが、どのような部署であっても業務の密度が濃くなっている時期にミスが起こりやすいと考えておりますので、各部署においてはそういったリスクの高い時期こそ、チェック体制を整えていくことを改めて徹底していくことが必要であるというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

チェック体制を強化する等の言葉を記者会見でもお使いになっていらっしゃいます。もちろん、これらの言葉を使うのは当然だと思いますし、分かるのですが、チェックは当然必要です。しかし、私の経験からしますと、これらを実行すると業務が重くなるのです。そして業務を重くするなら人を増やすのかという話になってしまって、どこかで業務を軽くしないと、ほかの部分でミスが出てきてしまう可能性があるのです。特に恒常的に残業している職場であれば、そうではないのかという形では聞いたのです。

それで、最後の質問ですけれども、現場の業務を軽くする努力というのは、どこで、誰が、組織的にいらっしゃいますか。

○（総務）職員課長

先ほど申し上げましたとおり、担当者任せがミスの大きな要因の一つと考えられますことから、まず本来行うべきチェックはしっかり行わなければならないというふうに考えているところでございます。

業務改善については、ミスの有無にかかわらず、各部局、各課において継続して行われており、その中には業務の効率化も含まれているというふうに考えております。

○中村（誠吾）委員

最後をお願いをしておきたいのですが、単純にダブルチェックをするような方法であれば、先ほど言ったとおり人は2倍必要なわけです。ただ、今の小樽市の財政状況を考えるときに、現場は人がまず増えていくということを考えることはありません。その中で体制を強化する余裕がどこまであるのか。それを理解して分かった上で、今後の再発防止の取組をしていただきたいと思います。これは質問ではありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副市長

今質問ではないというお話でしたけれども、少しお話をさせてもらいますと、私は昭和55年に入りまして、大変忙しい部署でございました。そこに新人が入ったということで、当時の係長から言われたことは、仕事というのは学生時代と違って及第点は100点だと。その代わり、それには参考書を見てもいいし、仲間に答えを聞いてもいいよと。要はチームで、組織として仕事を100点にするのだ、そういうふうに言われました。非常によかったのは、当時の係で私のような新人に仕事を教えるときに、やはりみんなで話合いをしました。

今回の業務ミスは非常に申し訳ないことでございますが、市長も本会議で答弁したように、10年前に業務事故防止の指針というものをつくっておりますので、これは非常に中身はいいものだと。ただ、先ほど中村誠吾委員が言われたように、現場で実際に担当する人間が自分の仕事に照らしてやらないと、なかなかミスはなくならないと思

いますので、いろいろな機会にそういうことを促せるように指導してまいりたい、そのように考えております。

○面野委員

◎日本遺産炭鉄港展示施設整備事業費について

それでは、私から議案についてということで、補正予算について何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目に、日本遺産炭鉄港展示施設整備事業費1,900万円が計上されておりますけれども、こちらの具体的な事業内容と予算額の内訳についてお示してください。

○（教育）総合博物館副館長

日本遺産炭鉄港展示施設整備事業の具体的な内容についてですけれども、総合博物館本館1階の鉄道展示室における日本遺産炭鉄港関連の展示物を改修するものでございまして、主にジオラマの手宮駅構内を大幅にリニューアルするものでございます。

この展示物は平成8年に小樽交通記念館が開館した際に設置されたものでございまして、その後は二十数年間整備されておりませんでした。今回、手宮駅構内のジオラマを変更しまして、加えて背景の部分に大型スクリーンを設置して映像による演出を加え、日本遺産炭鉄港のガイドンス施設として大々的にリニューアルするものでございます。

予算の内訳についてでございますが、本事業は日本遺産の趣旨にのっとり、正確な歴史的記述に基づいた演出効果の高い展示システムを構築する事業であることから、公募型のプロポーザル方式により、事業の実績、業務実施体制及び具体的な企画提案などについて、総合的に判断し、決定した事業者に対して、一括して業務を委託することを考えてございます。

○面野委員

プロポーザル公募とお伺いしました。ということは、もう全部企画からハードの映像機というのですか、そういったものから、その映像の中身の制作まで、全部を含めて1,900万円の予算と理解してよろしいでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

そのとおりでございます。

○面野委員

それで、その企画、プロポーザルの中にも含まれてくると思うのですが、予算案の説明では修学旅行を含めた教育旅行の誘致にも活用していきますという旨で示されているのですけれども、今、新型コロナウイルス感染症の関係もあって、なかなか比較対象としてしっかりと見極められるのかは微妙ですが、まず、昨年度と比較して、修学旅行を含めた教育旅行の来館者数の推移をお示してください。

○（教育）総合博物館副館長

修学旅行を含む教育旅行における来館者の推移についてですけれども、今年度は新型コロナウイルスの影響で4月～7月までは団体数はゼロでございました。夏季休業が明けて、8月は昨年度285人のところ、今年度は112人となりまして、昨年度の半数以下でございましたが、9月は昨年度355人のところ、今年度は予約を入れますと今のところ1,090人となっております。昨年度の3倍近くになる見込みとなっております。

この理由についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で、夏季休業前の団体数がゼロであった反動とも考えておりますが、これまで利用の少なかった札幌近郊の学校が大幅に増えたことが特徴となっております。

○面野委員

かなり時期がずれて集中しているというようなイメージですが、ちなみに総合博物館ではソーシャルディスタンスですか、新型コロナウイルス感染症対策という部分で3密を避けるなどとも言われていますけれども、そういった1,090人という昨年度比でおおよそ3倍になっていますが、こういった対策を今実施しているのかお示してく

さい。

○(教育)総合博物館主幹

新型コロナウイルス感染症に対する対策についてですが、入館に際して、手指消毒はもちろんですが、例えば3密を避けるために、入館者数に上限を設ける検討をしております。例えば運河館でありますと、大体1学級を想定しました50人以上が重ならないようにしております。また、本館におきましては3学級程度を想定しました130人が重ならないようにして、もし重なるような要望があった場合には、時間をずらしていただくとか、あるいは入り口を正面玄関から入ると、それから外の車両のゲートから入っていただくというように、接触をなるべくなさないように調整をしております。

○面野委員

それでは、先ほど修学旅行を含めた教育旅行の誘致にも活用するというふうに説明書には書かれていたのですが、具体的に教育旅行向けにはどのような事業を想定されていますか。

○(教育)総合博物館副館長

修学旅行の誘致についてですけれども、先ほど申し上げましたように、日本遺産炭鉄港展示施設整備事業をこれから進めてまいりたいと考えておりますが、この展示物が完成しましたら大々的に北海道内外の教育機関にPRしてまいりたいというふうに考えてございます。

○面野委員

そのPRの媒体というのは、何か冊子を作ったり、メールであったり、いろいろな媒体があると思うのですが、今のところどういうものを、それともそれもプロポーザルで決めるのですか。

○(教育)総合博物館副館長

PRの方法についてですけれども、現時点ではまだ具体的には考えておりませんが、まずはホームページを中心にPRしてまいりたいというふうに考えてございます。

○面野委員

より多くの修学旅行、教育旅行の方に来ていただいて、小樽の魅力を味わっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、少ししつこいようですが、私はこの整備事業を見たときに、代表質問の中でも触れたのですが、VRコンテンツの導入という意味ではかなり有効活用ができるのではないかとこの事業のイメージをしました。市長の御答弁の中で、観光協会が実施している例を挙げていただきまして、私も早速拝見したのですが、総合博物館の運河館にVR化されたコンテンツがございまして、できれば本館でもこういった取組を、せっかく改修して大々的に周知されるということなので、そういったVRコンテンツの制作についても前向きに検討していただきたいと思っていますところですが、いかがでしょうか。

○(教育)総合博物館主幹

総合博物館におきましては、運河館、本館とも既にGoogle・ストリートビューでのコンテンツとかも一部あるのですが、本館については蒸気機関車資料館、あるいは重要文化財の機関車庫など、まだVRコンテンツになっていないところがあります。それについてはVR制作業者からの提案を受けまして、協力を得まして、VRコンテンツを撮影することで協議を進めているところです。

○面野委員

ぜひ、この整備事業に弾みをつけるためにも、そういった新しいコンテンツを取り入れて、事業を実施していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎蒸気機関車アイアンホース号について

次に、少し内容がそれてしまうのですが、蒸気機関車アイアンホース号についてお伺いしたいと思います。

こちらのアイアンホース号は製造から110年以上経過して、今も現役として観光客の皆さん、市民の皆さんももちろんですけれども、鉄道ファンからも人気が高いというふうにお伺いしております。しかし、老朽化が激しいということで、以前にはクラウドファンディングによって復活を遂げたわけですが、現在の運用について、平常時と現在の状況を比較して、どのような状況になっているのか、お示しをお願いいたします。

○（教育）総合博物館主幹

アイアンホース号の現在の運用についてですが、昨年までの平時と比較して、二つの点について大きな違いがあります。一つ目は、土日祝日の運行本数を昨年までは1日4便でしたが、それを3便へと1便減らしていることです。平日の1日3便には大きく変更はありません。これは110年を超えたアイアンホース号をより長く運用するために、車体等への負担を軽減することが目的です。

二つ目は、今年は1便当たりの乗車定員を30名にして運用していることです。平時ですと多いときには150人程度が乗車していましたが、土日祝日に関しては事前予約制、平日に関しては当日の整理券配付方式で運用しています。これは新型コロナウイルスの関係で3密を避けるための処置であります。

○面野委員

私はエンジンなど機械系のことはあまり詳しくないのですが、詳しい方とお話しする機会があって、現状のアイアンホース号の運営、運用のされ方というのも御存じの方で、いろいろと問題があるというか、もう少し延命する方法があるのだよなというような、具体的にはここでは申しませんが、そういったこともあるものですから、今、老朽化も激しくなっていて、今後、修理とかという話にもなると思うのですが、そういった専門家などの意見をお聞きして、故障とか、老朽化の延命措置というか、軽減する対策などというのは講じる予定はございますか。

○（教育）総合博物館主幹

アイアンホース号の今後についてですが、喫緊で修理が必要な箇所も含め、長期的に修理が必要な箇所は多々ある状況であります。これに関して、今後も運用していく上で、故障や老朽化を軽減する対策について、来年度からアイアンホース号を整備している業者と長期的な視野に立って様々な観点から検討していくよう、話を進めているところであります。

○面野委員

小樽市にはいろいろな形の文化財が無形も含めて多数存在していますので、今騒がれているというか、課題にされているのは、その保存も含め、活用も含め、なくなっていくということに対して、昨日の佐々木議員の一般質問でもございましたけれども、やはりそういった観点が必要になってくるのではないかというふうに私も感じているところなので、ぜひ業者の方と協力して、アイアンホース号も含めてそういった対応をしていただきたいと思います。

それから、修理費用についてというのは、今のところ把握されているのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

確定した費用についてはまだ把握しておりませんが、先ほどお話ししました修理箇所については、先ほどの修理業者と密に連絡を取って、来年度検討していく予定であります。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がございますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎北海道新幹線について

最初に北海道新幹線について伺います。

札幌延伸工事の負担金についてですけれども、この間、市が支出している負担金について、推移と累計額を示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

まず建設費負担金の年度ごとの推移を申し上げます。

平成26年度8,077円、27年度43万2,779円、28年度102万1,466円、29年度627万7,249円、30年度4,039万2,633円、そして令和元年度は804万4,934円、ここまでの累計額で5,617万7,138円となっております。なお、参考ですけれども、今年度、2年度の予定額としましては1,846万6,000円となっております。

○小貫委員

それで、その予定額まで加えると累計額は幾らくらいになる予定ですか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

予定額まで加えますと7,464万3,138円となります。

○小貫委員

今聞いていると徐々に負担額が上がっていくという話は何となく分かるのですが、ただ令和元年度はぐっと少なくなっているということで、この辺は何でばらつきが起きるのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

これは工事の進捗状況によりまして、予定額と実績で変わってくる場合などがございます。

○小貫委員

これまで7,400万円の負担をしてきたわけですが、その根拠となる整備新幹線の建設費の財源スキームについて、改めて基本的なことを説明してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

整備新幹線の建設費には、営業主体でありますJRから、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に支払われる貸付料等を充てまして、残りの3分の2を国が、3分の1を地方が負担することになっております。

○小貫委員

国と地方の負担は分かるのですが、JRからの貸付料は何を指すのか、もう少し具体的に示してください。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

まず、貸付料と申しますのが、鉄道・運輸機構が建設を保有する整理新幹線の施設、これを新幹線の運行を行うJRへ貸付けを行います。それに対してJRが鉄道・運輸機構に払う費用のことを貸付料等と言います。先ほども貸付料等と申しあげましたけれども、この等が入りますと、鉄道・運輸機構が将来の貸付料収入を担保に借り入れる、前倒し活用の借入金と呼ばれておりますけれども、それも含むものとされております。

○小貫委員

それはどうやって算出されているのでしょうか。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室品川主幹

こちらの算定過程につきましては公表されておられませんので、把握してございません。

○小貫委員

それで、今、前倒し活用も含めた分だということですが、整備新幹線はいろいろありますが、どの整備新幹線にもJR各社からお金が出されるということでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

そのように認識しております。

○小貫委員

大体どのくらいの期間、お金が出されることになるのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

期間は30年間とされております。

○小貫委員

しかし整備新幹線といっても、その工事の期間も改良の期間も異なるわけですけれども、JR各社がそれぞれ30年というのは、新たな計画がつくられると新たにまた計算し直されるということですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

この貸付料、区間ごとに決められておまして、区間ごとに開業から30年固定と。30年間ということでは定められておりますので、新たな区間が整理されるときには、その都度設定されるというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、今は新函館北斗まで伸びていますが、この新函館北斗から札幌延伸の事業費というのが、約1兆6,700億円という莫大なお金と言われております。この1兆6,700億円の負担額というのは、先ほど財源スキームの説明をいただきましたけれども、国・地方公共団体貸付料等では、それぞれ幾らになるのかお示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

実際の負担額ですけれども、これは毎年度工事費用などの実績を基に算定されるものですが、国土交通省の試算によります新函館北斗～札幌間の総事業費1兆6,700億円、これに対する貸付料等、それと国・地方の負担額は公表されておられません。

○小貫委員

公表されていないと。それでも最初に聞いたように、負担額については、もう市は負担していると。こういう話なので。根拠がよく分からないけれども、市は負担しているということです。でも、今言ったように工事費用の実績を基に試算されるということなので、例えば昨年分というのが出ていると思うのですが、昨年度ではどうだったのか、お答えください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

昨年度の数字は、鉄道・運輸機構が公表しております資料によりますと、区間別は不明でして、整備新幹線全体の数字というふうになるのですけれども、令和元年度の全体の事業費が3,963億円、その財源としましては貸付料等が2,531億円、国が955億円、地方公共団体の負担金が477億円となっております。

○小貫委員

北海道新幹線だけでは分からないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

申し訳ございません。北海道新幹線分だけの内訳というのは把握してございません。

○小貫委員

そうしたら、今言われた昨年度の全体の整備新幹線の貸付料等2,531億円のうち、JR各社の負担というのは、それぞれのようになっているのですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

昨年度の貸付料等2,531億円の内訳は公表されておられませんので正確なところは把握していませんけれども、貸付料は整備新幹線の区間ごとに開業時に年額で定められておまして、最近開業しました区間の年額、これを申し

上げますと北海道新幹線の新青森―新函館北斗間、これがJR北海道の負担で年額1.14億円、北陸新幹線の長野―金沢間でJR東日本の負担が約165億円、JR西日本の負担が80億円、東北新幹線の八戸―新青森間でJR東日本の貸付料となりますけれども、これが年額70億円となっておりますので、こういった数字が2,531億円の中に含まれているものと認識しております。

○小貫委員

公表されていないけれども、個別に拾っていくしかないということで、あまりにも不透明だと思うのですが、北海道新幹線の新青森―新函館北斗間で1.14億円と、極端にJR北海道の負担が少ないわけですが、今朝の新聞でJR北海道の4月～6月期の線別収支について報道がありました。北海道新幹線は34億6,600万円の赤字だと。こうやって言われているのですが、開業からの経営状況について説明してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

JR北海道が公表しております線別の収支の新青森―新函館北斗間における管理費を含む営業損益を申し上げますと、平成28年度がマイナス54億600万円、29年度マイナス98億7,700万円、30年度マイナス95億7,300万円、令和元年度マイナス93億4,700万円となっております。

○小貫委員

この4年間で54億円だとか98億7,000万円とか、莫大な赤字が積み重ねられているわけですが、この4年間の赤字が、札幌延伸が完成するまで続いた場合、想定ではどのようなのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

あくまで単純計算となりますけれども、先ほど申し上げました4年間の営業損益の平均がマイナス85億5,100万円となります。これが平成28年度から札幌延伸の令和12年度までの15年間続くと仮定しますと、マイナス85億5,100万円掛ける15で、マイナス1,282億6,500万円となります。ただ、JR北海道はただいま収支改善に向けた様々な取組を今後行うと表明しておりますので、こういったことから実際の数字は異なってくるものと思っております。

○小貫委員

ただ、収支改善を行うと言ったって、地方の路線を切り捨てたり、安全対策を少し緩めたり、そういうことでやられたら、もうかなわないわけです。今1,282億円、仮にこの赤字が解消されるとなると、市長だったか商工会議所だったか忘れたけれども、札幌延伸されれば好転するのだと、こういうことをおっしゃるのですが、それが好転したとして、赤字を解消するのに札幌延伸後何年かかるのか、これを示してください。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

開業後の収支の想定としまして、北海道新幹線の着工に当たって試算した収支採算性が公表されておりますけれども、ただ、その算定方法は公表されていないことですか、その当時から開業年が前倒しとなりまして、この試算の前提条件が異なっていること、その他不確定要素があることから、赤字解消に何年かかるのかということは、算定することはできません。

○小貫委員

例えば、単年度で札幌延伸されたらこれだけ黒字が出ますよと、そういうことも言えないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

先ほど申し上げました、北海道新幹線の着工に当たって試算した収支採算性、この数字につきましては開業30年間の年間平均となりますけれども35億円というふうを示されております。ただ、これは一つの参考ということで把握しております。

○小貫委員

そうしたら1,282億円を35億円で割ってくれたら、確証たる数字ではないけれども、現状示されている分は出るのではないですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

単純に仮に計算することは可能だとは思いますが、ただ繰り返しになりますが、JR北海道は収支改善に向けた様々な取組を行うといったことも表明されておりますし、その他いろいろ不確定要素がございますので、単純に計算するというのはなじまないのではないかと考えております。

○小貫委員

市が単純に計算しない、なじまないというのは分かりました。ただ、単純に計算したら幾らになるのですかと聞いているのです。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

先ほど申しあげましたマイナス1,282億6,500万円、これを年間35億円で割りますと、約37年という数字になります。

○小貫委員

赤字解消というのはかなり距離があるというふうに私は思うのですが、それで、過去の議会答弁で市の負担というのは約7億円～8億円だと、こういうふうに答弁しているのですけれども、今こういったJRの状況だとか、工事の状況だとかで、地方負担が増えるということはないのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

これまで申しあげてきました7億円～8億円という市の負担の総額ですが、総額の目安としまして、新函館北斗一札幌間の総事業費1兆6,700億円のうち、小樽市内の駅部の部分と用途地域内、この鉄道施設に係る工事費用の30分の1の額としてお答えしていた数字ですけれども、物価等の上昇によりまして事業費が膨らむこともあり得るので、そこは現時点では見極められないというふうに考えております。

○小貫委員

いろいろな市の事業で、ランニングコストも明らかにしなければいけないだとか、財政的裏づけをしっかりとしなければいけないというのは、今の小樽市の財政状況からしてみたら、どの事業でも当たり前の話だと思うのです。今日聞いた範囲では、あまりにも根拠が不透明過ぎると思うのです。これはやはり鉄道・運輸機構だとかJRに対して、きちんと小樽市が負担する、私たちは今、新幹線はストップすべきだと言っているけれども、まず今、出しているのだから、その大前提となる裏づけを明らかにするよう求めるべきではないかと思うのですが、これについてはいかがですか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室品川主幹

この裏づけといいますのが、総事業費1兆6,700億円、これに基づいて、そのうち小樽市の負担対象分、その30分の1ということで、負担割合が決められていまして、それに同意しているということですので、一定の根拠はあるのかというふうには考えてございます。

○小貫委員

結局、どういう裏づけがあるか分からないけれども、お金は出していくということだと思うのです。ただ、今後こうやって不透明なまま、後で総事業費が増えましたと、貸付料というのは減りましたと、こういうことになれば最終的には国と地方自治体で負担をするということになってしまうわけですから、やはり私は新幹線の工事というのは一旦立ち止まるべきだと主張をしまして、次の質問に移ります。

◎新型コロナウイルス感染症による経済的影響について

新型コロナウイルスの関係で、まず経済的な影響についてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症での経済的影響について、産業港湾部の室や課ごとに、それぞれどのように捉えているのか、具体的に数字で示してください。

○(産業港湾)商業労政課長

室や課ごとにとということですので、まとめて私から経済的状况について、具体的な数字でお答えをさせていただきます。

まず、市内の主要な施設の宿泊客数の昨年との比較ですが、4月は前年比で11.8%、5月は6.9%、6月は18.7%、7月は32.7%、8月は46.7%となっております。

次にフェリーの乗降人数の昨年との比較ですが、4月は前年比で32.2%、5月は20.4%、6月は30.5%となっております。

続きまして、産業振興課で発行しておりますセーフティネット保証の認定証の申請件数ですが、4月は89件、5月は288件、6月は221件、7月は115件、8月は63件となっております。

また雇用の状況といたしまして、ハローワーク小樽管内の有効求人倍率ですけれども、こちらは4月で1.06%、5月は0.99%、6月は1.03%、7月は1.06%となっております。

いずれにいたしましても、徐々に回復傾向にはありますが、コロナ禍以前の状況には、程遠いものがありまして、依然として厳しい状況が続いております。

○小貫委員

それで、国でやっている雇用調整助成金や緊急安定助成金など、雇用に関するものがあるのですけれども、これの申請及び決定の状況についてはどうなのでしょう。

○(産業港湾)商業労政課長

ハローワーク小樽によります小樽管内の9月8日現在の件数につきましては、雇用調整助成金は申請が841件、決定が827件です。緊急雇用安定助成金は申請が277件、決定が271件となっております。

○小貫委員

この雇用調整助成金ですけれども、国は一応期限を延期ということにはしました。しかし、段階的に縮小していくということも一方では言われているので、段階的縮小となった場合に、今のこの決定状況を踏まえて、市としては影響についてどう考えるのか、お願いいたします。

○(産業港湾)商業労政課長

国では雇用調整助成金につきまして、休業者数、失業者数が急増するなど、雇用情勢が大きく変化しない限り、雇用調整助成金の特例措置は段階的に縮減を行っていきまうと言っております。段階的に縮減ということで、どのように縮減するのかまでは分かりませんが、現在のコロナ禍の中で雇用調整助成金の縮減が雇用の維持に与える影響というものを懸念しております。

○小貫委員

それで、本会議のどなたかへの答弁で述べていたと思うのですけれども、小樽市の離職者支援の申請件数が97件だということをおっしゃっていましたが、雇用の状況について、ハローワークで押さえている今年に入ってから事業主都合の離職者数はどうなっているのでしょうか。

○(産業港湾)商業労政課長

4月からということよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ハローワーク小樽で押さえております小樽管内の事業主都合の離職者数ですけれども、4月が172人、5月が103人、6月が64人、7月が53人となっております。

○小貫委員

今話を聞くと、離職者支援は97件で、一方で倍以上の方が事業主都合で離職されているということで、まだ支

援が届いていない方もいるかと思うのですが、今言った離職者数には、雇用保険を掛けていない離職者数というのは反映されているのでしょうか。もしくはこの数というのは分かっているのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

今お伝えした数字は、ハローワークの数字でございまして、雇用保険を掛けている数字になります。

また、雇用保険を掛けていない方の人数というものは把握できてございません。

○小貫委員

ですから、この数よりは多くの方が今職を失っているというふうに考えていいと思うのです。今の部分まででいろいろ経済的影響を聞いてきたのですけれども、言いたいのは、結局こういった状況を私は日々整理して、定期的に発表していくと、こういうことが必要ではないかと思うのですが、またこのことを求めていきたいと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○(産業港湾) 次長

資料の必要性というのは十分認識してございますけれども、現在できていないというふうな状況でございます。ただ、情報の共有ですとか整理、こういったものは重要であると考えてございますので、必要に応じ、その提供に努めてまいりたいというふうと考えてございます。

○小貫委員

特に、議会との関係だと、今いろいろ市で、我々議員は皆さんそうですけれども、個別にいろいろな方からいろいろな話は聞くのですが、市のデータとして、今どこが経済的に困っているのか、どこに手を打たなければいけないのかというのは、市から議案が提案されたけれども、そのことに対してどこに本当に手が必要なのかというのを、やはり日々一刻と議会の中で分かっていないと、提案されて、いや大変なのです、ここに手を差し伸べたいのです、はい分かりましたというふうにはなかなかならないので、その点は努力していただきたいと思います。

それで、雇用の関係で一部私もいろいろ回っていて気になることが入っていて、一部のホテルでシフトに入れる人数を通常より減らすと。結局、先ほど言ったように、まだ回復に至っていないというところでコスト削減を図っているのですけれども、その結果、労働者に過密労働が押しつけられていて、労働基準監督署にも相談されていると。こういう話を聞いたのですが、こういった話は、市に同様の相談というのは今のところないのでしょうか。

○(産業港湾) 商業労政課長

今、委員からありました一部ホテルでの過密労働についての相談というものは、今のところございません。

○小貫委員

確かに担当は労働基準監督署になると思うのですが、やはりこういった労働者へのしわ寄せというのはあってはならないし、まして今、国で考えている雇用調整助成金縮小というのは許されない話だと思います。

◎市税について

次に話を変えまして、市税の関係です。

先ほど松田委員への答弁で、市税の相談件数について582件だと答弁がありましたけれども、税目別に、納税義務者、期別金額で猶予の状況を示してください。

○(財政) 納税課長

市税の徴収猶予の関係につきまして、令和2年9月3日現在の許可分となりますが、市民税・道民税につきましては、納税義務者数49件、期別116件、金額848万3,500円、法人市民税、納税義務者数28件、期別28件、金額1,137万2,300円、固定資産税・都市計画税、納税義務者数74件、期別数196件、金額3億962万2,700円、軽自動車税、納税義務者数2件、期別数4件、金額2万2,200円、合計で、納税義務者数としましては153件、期別数344件、金額3億2,950万700円でございます。

○小貫委員

それで、まず基本的なことですけれども、猶予の場合と、通常猶予を行わないで、相談などで分割納付とかする場合の、猶予したほうがいいよという、そのことについて説明してください。

○（財政）納税課長

今回のこの徴収猶予につきましては、延滞金がかからないということになりますので、普通の猶予であれば延滞金が2分の1と考えますと、この特例制度を適用したほうが有利だというふうに考えております。

○小貫委員

ただ、猶予は同じですから、どのみち払わなければいけないことは払わなければいけないと思うのですが、今紹介のあった数字で、固定資産税と都市計画税で3億円を超えると。これがどこなのだという話をすると、それはもう守秘義務に入りますので、それはしませんけれども、やはりこれからも広がるということが予想されるのですが、この財政的影響をどのように考えているのか、お示してください。

○（財政）財政課長

新型コロナウイルス感染症が及ぼす影響が、現状は長期化が予想されております。そのような中で市税が億単位で減収が予想されるということは、財政にとっても大変大きな問題であると考えております。

○小貫委員

大きな影響だという、それはそうですけれども、それについて、どうやって対応するのか。大きな影響というそのままにしておくのか、そのことについてどうでしょうか。

○（財政）財政課長

例年の減収になっている部分については、減収補填債というのを発行するような形になります。減収補填債の対象となっているものは法人市民税の法人税割、そして利子割交付金、もう一つが令和2年度に創設されました法人事業税交付金、この三つになります。ただ、現在のコロナ禍によりまして、徴収猶予をした税目につきましては、今年度創設されました徴収猶予特例債を活用しようということで考えております。

実際の借入れ時期につきましては、徴収猶予特例債につきましては、国の消費税も徴収猶予の対象になっておりますので、その数値というのが大体年末ぐらいに各市町村に通知される形になりますので、まず本市として、税の関係で徴収猶予をした額、その金額に国から示される地方消費税交付金の部分、地方消費税のちょうど徴収猶予の額、その額を合わせた金額の範囲内で年度末までに起債を借り入れようということで考えております。

○小貫委員

それで、その猶予特例債というのを活用しなければいけないという話ですけれども、例えば市税猶予を申請した方の業績が改善しなかったと。そうなってくると、市としては猶予特例債を償還しなければいけないと。でも、その裏が入ってこないということも考えられることだと思うのですが、そうなった場合、例えば猶予特例債の償還期限を延長できるとか、そういう可能性とかはあるのでしょうか。

○（財政）財政課長

猶予特例債につきましては、あくまでも一時的な税収の減少に対応するという特例の地方債という形になっておりますので、償還期限は1年という形になっております。ここの部分について延長するという話は、特に来ておりません。

○小貫委員

やはり新型コロナウイルス感染症が収まってくれないとどうしようもないという話ですが、先ほど市税のほかにも地方消費税の分が含まれるという話なのだけれども、この額は大体、何となく分かってはいるのですか。

○（財政）財政課長

あくまでも消費税の納付の関係ですけれども、国税の法人税の納付、要するに企業の決算期と同時に消費税の納付という形になります。ですから、その数字につきましては、国で現在毎月というか、企業の決算期ごとにそれを

積み上げているような形になっているものですから、現状で、まだ数値というのは市町村には下ろされておりません。

猶予特例債のスケジュールを見ると、大体12月の末ぐらいまでに通知するということでのスケジュールで現状は動いていると聞いております。

**○小貫委員**

経済的影響というところは、今の税からもやはり深刻ですけれども、やはりこういう事業者にはさらなる支援が今必要だと思うのです。この支援というのは本来国が実施してくれないと、小樽市単独でどこまでやれるのかという話があるので、それは国が実施することが第一ですが、やはり長期化していますから、小樽市としてこれまで支援事業を受けた事業者に対しても、再度、何か支援していくということは考えていないのでしょうか。

**○（産業港湾）次長**

今御質問にもありましたとおり、コロナ禍が長期化するといった中で、さらなる影響を懸念してございますので、本市が進めている取組、また国・北海道も事業を実施してございますので、そういった取組の状況、また、経済団体や事業者の声、こういったものをお聞きするとともに、事業の実施には財源が必要でございますので、国や北海道の財政措置の動き、こういったものに注視しながら必要な支援を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

**○小貫委員**

**◎PCR検査について**

次に、PCR検査に関してです。

共産党はずっと、これを拡充すべきだという話をしてきたのですが、自治体負担についてですけれども、これはやはり本来全額国が負担すべき問題ですが、先日、本会議での中村岩雄議員への答弁で、保健所長は行政検査について地方交付金は充てることはできない、こういうふうに言っている。これは確かに正しいと思うのですが、8月26日の衆議院内閣委員会で、厚生労働省の審議官が、自治体負担については新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定の対象になっていると、こういうふうに答えているのですが、この自治体負担の在り方について、保健所長の答弁も含めて、改めて整理して答えていただけますか。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

このPCR検査の行政検査につきましては、国の感染症予防事業費等負担金の対象となりまして、国と自治体がそれぞれ2分の1ずつの負担となっております。この国庫補助事業の地方負担分については、制度上、臨時交付金を充てることができないということとされておりますので、昨日の保健所長の答弁では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることができないということで答弁されたものと思われまます。

ただ、内閣委員会で審議官が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の算定対象とお答えになっているところにつきましては、少し分かりづらいところですが、この地方負担については臨時交付金の算定基礎には含まれるということになってございまして、この後、三次交付限度額というのが示される予定でございまして、その中にこの地方負担分の相当額が含まれて、今までの5.4億円ですとか17億円のほかに、さらに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として配分されるものになるというところが国のお答えになっているというところがございます。

**○小貫委員**

この委員会の前に保健所から説明がありましたが、自治体負担分として補正予算を計上したいと、約1,000万円という部分ですけれども、この算定が正しいかどうかは取りあえず置いておいて、要はこういう金額が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の次の交付のときに上乗せで来るという理解でよろしいのですよね。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

2,000万円が国庫補助事業の全体額ということであれば、その半分の1,000万円が三次交付ということを示されると思います。

○小貫委員

ただ、一旦、保健所の経費として一般財源から出さなければいけないよということですよ。

○(総務)企画政策室木島主幹

委員がおっしゃるとおり、この国庫補助事業は、臨時交付金は充てられないということになってございますので、感染症予防事業費負担金では一般財源で支弁する必要があります。

○小貫委員

そうすると、何でそんな面倒くさいことをするのかというのがあるのです。それだったら最初から国で臨時交付金が充てられますよというふうにしてくれたほうが、よほど計算も楽だし、一般財源を一々使わなくて済むしと、私は単純に思うのですが、これについては市の考えはいかがですか。

○(総務)企画政策室木島主幹

確かにそちらのほうが話が早いというのは十分分かるのですが、こういう面倒くさい方法になっているのが、補助の法律の関係で、国の負担割合が法令等で決まっているものと。そこで今回の場合ですと2分の1の補助というところで決まっている。

残りの2分の1について、臨時交付金を充ててしまいますと、結果的に10分の10で国の補助が入るということで法律違反になると。そういったところで充てられないのだけれども、別に臨時交付金は違う事業で使ってくださいということで、別建てで交付されるということで、説明会では聞いた記憶がございます。

○小貫委員

何のために新しい法律をつくったのかという話ですよ。そう思うのですが、これは、そうはいつでも一般財源を1回出さなければいけないということですので大変ですが、ただ、使われてきた上乗せで来る1,000万円というのは、やはり医療だとかのために有効活用したほうがいいのかというふうに思います。

それで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は今後、あとのどのくらい来るのかというのとか、スケジュール的なこととか、その辺の見通しはどのようなのでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

今後の見通しにつきましては、金額の部分につきましては、今お話ししました国庫補助事業の地方負担分が今回の感染症予防以外にもございますので、そちらで配分される金額、それと国の二次補正で2兆円措置されておりますけれども、そのうち500億円がまだ配分されてございません。そちらにつきましては、感染症の発生状況に応じて配分されるということで、説明は聞いておりますが、算定方法並びにその時期については、まだ情報がないものでございます。

○小貫委員

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と補助金適正化法について

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と補助金適正化法についてですが、まず、この臨時交付金というのは、補助金適正化法の適用を受けると思うのですが、これについてはいかがですか。

○(総務)企画政策室木島主幹

臨時交付金の交付要綱におきまして、補助金適正化法などに定めるところによるということで記載されております。

○小貫委員

それでは、その法律に補助事業者等の責務はどのように定められているのでしょうか。

○(総務)企画政策室木島主幹

この法律の第3条第2項のところに関係者の責務というのが定められておりますので、読み上げさせていただきます。

「補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従って誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。」

以上です。

**○小貫委員**

それでは、同じような補助金については、地方自治法にも定められています。地方自治法第232条の2の内容について示してください。

**○（総務）企画政策室木島主幹**

こちらも読み上げさせていただきます。

「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」

以上です。

**○小貫委員**

もう一つは、この臨時交付金による事業というのは、小樽市補助金等交付規則の適用を受けるということではないのですよね。

**○（財政）尾作主幹**

小樽市補助金等交付規則は、市が公益上必要がある場合に、市以外のものに対して補助金等を交付する際に適用される基本的なルールとなっておりますので、臨時交付金による補助事業につきましても適用されるものです。

**○小貫委員**

法律や規則にのっとると、この臨時交付金による支出というのは税金であるということがまずあって、そして公益上必要かどうかというところなんです。ただ、この公益上必要かどうかという裁量権は市長にかなり委ねられているというのはもちろんあるのですけれども、そういうものだ。

令和元年度の行政監査報告書の4ページに、「補助金等については、客観的な公益上の必要性や透明性の確保が求められますので、「市民に理解が得られるか」という観点から、常に事務処理の点検を行い必要な見直しを図るとともに」ということで、毎年のようにこの行政監査報告書では補助金の在り方について、公益上の必要性について述べられているわけです。まさにそのとおりだと思います。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で一企業に特定で事業を実施することが、市民に理解が得られるのかということを考えていただきたいと思います。

これについての答弁は要りませんので、以上で私の質問を終わります。

**○委員長**

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。